

会 議 録

会議名 (付属機関等名)	第1回川西市立学校のあり方審議会		
事務局(担当課)	教育政策課		
開催日時	令和6年5月28日(火) 午後6時30分		
開催場所	川西市役所 4階 庁議室		
出席者	委員	川上 泰彦 委員、柳田 竜一 委員、伊丹 康二 委員 山本 利映 委員、下村 亜矢子 委員、平瀬 史明 委員	
	その他		
	事務局	石田教育長、中西教育推進部長、下内教育推進部理事、岩脇教育推進部副部長、富本教育政策課長、他課員3名	
傍聴の可否	可	傍聴者数	2人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	1. 開会 2. 教育長あいさつ 3. 議事 (1)会長・副会長選出 (2)諮問 (3)会議公開運用要綱等について(案) (4)令和6年度の審議事項について 4. 閉会		
会議結果	別紙審議経過のとおり		

事務局

1 開会

お時間がまいりましたので、令和 6 年度第 1 回川西市立学校のあり方審議会を開会いたします。

皆さまにおかれましては、本日はご多忙中お集まりいただき、誠にありがとうございます。

私は、本日の進行を務めます、川西市教育委員会教育推進部教育政策課の廣末でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会議開催に先立ちまして、事務局から連絡事項を何点かお伝えさせていただきます。

ご発言の際は、マイクを通してご発言いただきますようお願いいたします。

会議録を作成するために IC レコーダーを使用しておりますが、マイクを通した音声のみしか録音できない仕組みとなっております。ご発言の際は、お手元のマイクのボタンを押していただき、マイクが緑色になっているのをご確認の上、できる限りマイクを手元に寄せていただいてからご発言いただきますようお願いいたします。

本日の会議は、この会場での参加およびリモートでの参加を併用する形で実施いたします。

本日の委員の皆さまの出欠につきましては、杉村委員が都合によりご欠席となります。また、伊丹委員がリモートでのご出席です。

伊丹委員については、会議開始前に音声および映像により、ご本人であることを事務局で確認しております。

本日は、委員 7 名のうち 6 名ご出席いただいております。半数以上のご出席を得ておりますので、川西市立学校のあり方審議会規則第 7 条第 2 項の規定に基づき、本日の審議会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

事務局の出席につきましては、教育長 石田、教育推進部長 中西、教育推進部理事 下内、教育推進部副部長 岩脇、教育政策課 富本および課員 3 名です。

本審議会は、川西市参画の協働のまちづくり推進条例第 10 条に基づき公開することとしており、傍聴できることとなっております。本日は傍聴者が来られています。

会議録作成のため、本審議会の様子を録画、録音させていただきますの

で、あらかじめご了承ください。

それでは次に、石田教育長よりごあいさつを申し上げます。

2 教育長あいさつ

教育長

教育長の石田です。

本日は第1回川西市立学校のあり方審議会ということで、お足元の悪い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

最初にあり方審議会ということで、ばくとした審議会の名称ではありませんが、基本的には、全国的にも少子化が続いていく中で、学校の規模にも非常に格差が出てきているという現状です。

私も、全国の教育長協議会に参加しておりますが、やはり必ず出てくるのは、少子化に対して教育委員会としてどう対応していくのかということの、各地方の取り組みです。

もちろん、学校が小さいから、学校が大きいからというのは、それぞれの特徴でありますので、それぞれ学校にメリット、デメリットがあると思っています。ただ、やはり子どもたちが教育を受ける上で、また、自ら学んでいく上で、選択肢ができるだけたくさんあるような教育環境になることが大事かなと思っています。まちづくりの視点ももちろん入れながらですが、それぞれの委員の方々の視点から忌憚（きたん）ないご意見をいただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

事務局

では、次に、本日の審議会にご出席されている委員の皆さまのご紹介をさせていただきます。

事務局

(委員紹介)

事務局

皆さま、本日はよろしくお願いいたします。

また、委員就任に当たりまして、委嘱状をお手元に配布させていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

3 議事

事務局

(1) 会長・副会長選出

それでは、議事に入ります。一つ目、会長および副会長の選任についてご説明いたします。

本会議については、川西市立学校のあり方審議会規則第6条に基づき、会長、副会長を置くこととしています。同規則の第6条第2項では、会長および副会長は委員の互選によりこれを定めると規定しておりますが、皆様、ご推薦はありますでしょうか。

なければ、事務局より、会長に川上委員、副会長に柳田委員を推薦させていただきますが、ご承認いただけますでしょうか。皆さま、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

事務局

それでは、ご異議なしと認め、委員の皆様にご承認いただきましたので、会長を川上委員に、副会長を柳田委員にお引き受けいただくことといたします。

川上会長、柳田副会長、恐れ入りますが、お席の移動をお願いいたします。

また、席の移動に伴いまして、平瀬委員につきましても、右側へお席の移動をお願いいたします。

それでは、会長、副会長より一言ずつごあいさつを頂戴したいと存じます。恐れ入りますが、川上会長からよろしくをお願いいたします。

会長

先ほど会長を仰せつかりました、兵庫教育大学の川上でございます。改めて、どうぞよろしくをお願いいたします。

この審議会の名前が「川西市立学校のあり方審議会」という名前になっております。

このような審議をする時の学校とは何かということを考えますと、教育をするための箱です。

学校の在り方というのは、学校の在り方単体で、箱の形を考えるという話ではなく、そこでどのような教育をしていこうかということを考える必要があります。学校の在り方は、教育の在り方そのものではなく、その一部をつくっている箱なのです。

この辺の距離感というのが、恐らく学校の在り方というのを考える時に、非常に議論の難しいところになってくるのではないかというふうに理解をしております。

どういう教育がいいかというのは、人それぞれさまざまなものがござい

ます。

学校の箱というのは、どういう教育がいいかというのを決める一つの要素でしかありません。同じ箱を用意しても、中に入ってくる子どもたちが違えば行う教育は違ってきますし、同じ箱を用意していても、中に入ってくる先生たちや働き方が違えば、出てくる教育というのは違ってくるということになります。ただ、そうすると箱の形は、何をしてもいいのかというと、そういうわけではなく、教育そのものを決定付けるわけではありませんが、教育の中身を考える上ではかなり大事な要素であるというのが、この箱の話であろうと思います。

先ほど、教育長よりお話がありましたとおり、なるべくいろいろな形を用意することというのは、この箱を考える上では非常に大事になってくるかと思っています。

なるべく多くの多様な選択肢をどう保障していくかというのは、さまざまな子どもにさまざまな育ちの形があります。そのさまざまさをどのように引き受けていこうか、箱として、そのさまざまさに対してどのように貢献していこうかと考えた時には、なるべくいろいろな育ち方に対応できる箱の形を提示していくことが大事ではないかと考えているところです。

とはいえ、これは私の個人的な意見でしかありません。審議会自体はそのための議論をする場というふうに承知しております。たくさんの多様で活発なご発言をいただけますことが、この審議会そのものの質を高めるものというふうに確信をしております。委員の皆様方におかれましては、ぜひこの後、活発なご意見をいただけますと、学校の在り方というものをより幅広く、より深く考えていくことにつながると考えておりますので、どうぞご協力のほど、よろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。続きまして、柳田副会長、よろしく願いいたします。

副会長

副会長になりました、柳田と申します。私は、神戸市教育委員会の学校教育課の中で、今は「こども日本語サポートひろば」という、外国籍児童、あるいは、日本籍でも日本語指導の必要な子どもたちをサポートする部署に所属しております。実は今、神戸市内では小中学校で700名近い日本語指導の必要な子どもたちがいます。この部署は、そういった子どもたちをどのようにサポートしていくかというのを、学校の先生に示しながら一緒に取り組む部署です。私は再任用として今、週4日間の勤務をしており

ます。4年前まで神戸市の中学校で教師をしており、最後は義務教育学校の港島学園で、5年間校長をしておりました。また、退職する前の3年間は、県の中学校長会のお仕事を少しさせてもらいましたので、この川西の中学校の先生や、兵庫県内のいろいろな先生と交流ができ、やはり、地域によっていろんな課題があるということを経験して共有させてもらい、私の経験としてはすごく良かったと感じております。

今回、川西の学校のあり方審議会ということで、神戸市内でも、ほかの学校でも、子どもがこれからどんどん少なくなっていく、そういった中で教育をどうしていくのかを考える必要があります。子どもの数が少なくなれば、それだけ手厚い教育ができるような気もしますが、逆に、課題も多くなってきております。子どもたちを取り巻く環境はどんどん変わってきていますので、今に合う教育をやっていかなければならないと同時に、昔からの大事にしていかないといけないことを、いかに継続していくかも考えなければなりません。よく言われる不易と流行というのを考えた教育が、やはり子どもたちにはとても必要ではないかと思っております。私自身もえらそうなことを言えるような立場ではありませんが、皆様方のご意見を聞きながら、いろいろとこの問題について考えていければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。

事務局 (2) 諮問

次に、川西市立学校のあり方審議会規則第2条に基づき、石田教育長より、審議会に対し諮問をさせていただきます。

それでは石田教育長、川上会長、よろしくお願いいたします。

教育長 令和6年5月28日、川西市立学校のあり方審議会会長、川上泰彦さま。川西市教育長、石田剛。川西市立学校のあり方審議会について諮問。子どもたちの学びを保障し、質の高い教育を実現するための環境について、貴審議会に意見を求めます。よろしくお願いいたします。

事務局 諮問書については、委員の皆さまへ、後日データで送付させていただきます。

それでは、ここからの進行は会長にお願いいたします。川上会長、どう

ぞよろしくお願いいたします。

会長

改めてどうぞよろしくお願いいたします。

ただ今、こちらの審議会、川西市立学校のあり方審議会につきまして、教育長より諮問を受けました。この後、委員の皆さまの活発なご意見を集約させていただいて、学校の在り方についての答申をまとめてまいりたいと考えております。

なお、本日の会議ですが、会議時間をおおむね午後8時の閉会のめどとして進めてまいります。何とぞご理解、ご協力のほど、お願い申し上げます。

それでは、早速ではございますが、議事の三つ目になります。「会議公開運用要綱等について」に移りたいと思います。

こちらにつきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

(3) 会議公開運用要綱等について(案)

事務局

会議公開運用要綱等についての資料1および資料2の説明

質疑応答

会長

ただ今ご説明いただきました内容について、ご異議等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。なければお諮りしたいと思いますが、会議の公開について、資料1および資料2のとおり、要綱および要領を定め、会議録の承認方法についても、事務局の提案のとおり扱うこととしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

会長

ありがとうございました。ご承認をいただきましたので、今後、この要綱、要領に沿って運用をお願いすることとし、事務局におかれましては、事務処理等についてよろしくお願いいたします。

それでは次に、お手元の議事の四つ目になります。「令和6年度の審議事項について」事務局よりご説明をお願いいたします。

(4) 令和6年度の審議事項について

事務局

第1回川西市立学校のあり方審議会説明スライド資料の説明
質疑応答

会長

ご説明ありがとうございました。それでは、今、ご説明いただいた資料に関連して、ご質問、ご意見を伺っていきたいと思います。特にこの方から順番にというような指名は行いませんので、何か確認をしたいこと、ご意見がございましたらご発言いただければと思います。いかがでしょうか。

(質問)

副会長

途中の話の中で、小中で隣接校に通える制度があるとおっしゃったと思いますが、この制度ができた理由や、今現在、どのような形での動きがあるのか、分かる範囲で教えていただけますでしょうか。

(回答)

事務局

校区外就学制度といいます。これまで、例えば、住宅がミニ開発された場合に、通う学校が遠くなってしまうなどの事情が発生する地域が出てまいりました。そのことを踏まえまして、自由に校区を選べるわけではありませんが、隣接の校区の学校に通える制度として、この制度を設けた経過があります。

ただ、人数に関しましては一定の制限を設けており、各校新入生の5%の人数を上限として、隣接する学校に通えます。また、受け入れる側の学校も、それによってクラス数が左右すると大きく支障がございますので、受け入れる側は、クラス数が変わらない範囲という条件を設けて運営をしてきました。

また、それを超える人数の希望があった場合などは、抽選をして、その5%の人を決めて運営をしております。

以上です。

(質問)

副会長

ありがとうございます。

ということは、神戸でもありますが、実際に校区割りをすると、こちらの校区ではない学校のほうが近いというケースがあるので、そのような場合に、校区外就学を認めるということはあるでしょうか。基本的にはそのような理由で、希望できるわけではなく、条件のもと希望するというようなこ

とですか。

(回答)

事務局

選べる範囲が隣接校であることと人数の上限を設けている以外に条件はありません。特に、元の校区より近くなるなど、そのような理由を求めるものではありませんので条件に当てはまればどなたでも希望して行けるといいう制度でございます。

会長

ありがとうございました。そのほかいかがでしょうか。

(質問、意見)

委員

32ページの「クラス数と教職員配置数について」ですが、これは、国の基準で定められているということで、これを最低ラインとするのか、もしくは、これを確実に守らないといけないものなのかということを知りたいです。

私の子どもが、去年まで市内の小学校に通っておりました。今は学校の先生の、男性も女性も育児休業などの取得を促進していかなければならず体調不良などもあると思いますので、保護者の側からは、もう少し先生方の人数に余裕があると思っていました。しかし、実際にPTAのような関わりをしていますと、校長先生や教頭先生が、「今、あそこのクラスとこのクラスに先生がいないので、2時間目と4時間目に行っている」など、先生が足りていないということがありました。例えば、市によっては、国の基準を最低ラインとして、もう少し余剰の先生を増やすことができるのか、もしくは、川西市の体制はどうなっているのかをお聞きしたいです。

(回答)

事務局

クラス数と教職員の配置の関係ですが、制度上、このクラス数であればこの教員の定数であると決められております。

これを上回って、さらに教員を配置しようとするれば、市独自でその分の人件費を用意する必要があります。従って、クラス数が少なくなると、今おっしゃっていたように、実情として教員の数に余裕が生まれないと聞いております。

委員

ありがとうございます。

(回答補足)

事務局

少し補足させていただきます。基本的には、教員数というのは国の基準での配置になりますが、今、市独自で配置をしている教員があります。例えば、中学校において、数学と英語を少人数で授業を行うための教員を市で独自で配置しております。

委員

ありがとうございます。今は中学では市独自の配置があるということでしたが、小学校ではないということですね。

(意見)

会長

確認ですが、恐らく資料の基準の表は、県の配置の規則ではありませんか。国の法律の場合ですと、もう少し細かい数字が出ます。よって、兵庫県での職員配置の基準と理解していただくのがいいかなと思います。

(意見)

委員

現場にいる校長としては、教員の定数は、年末頃からずっと気になる数字です。今後の話し合いに出てくる基準にもなると思いますが、クラス数に対して2名多い定数か3名多い定数かでは全然違います。20人いる職場で1人増えたのと、10人程度のところで1人増えたのとでは分母が違うので、小規模学校は、この1人分の定数が与える影響というのはより大きくなります。

会長

この数字の現場的な受け止めのお話をいただきましてありがとうございます。

そのほか、いかがですか。特に、今お話の出たあたりは、かなり規則的に複雑な部分もあり、この後の議論に入っていく上での基礎的な情報であったり、基礎的な理解の部分に当たるところですので、なるべく引っかかるところがない、すっきりとした状態で次に進めていこうと思います。何かご質問、ご意見等ございましたらご発言を引き続きいただければと思いますが、いかがですか。

委員

(質問)

古い話ですので、ご存じであればということで結構ですが、平成31年に白紙撤回をした時に、理由としては2点あるという話があったかと思いません。

その二つ目の点で、学校配置は教育の視点のみではなく、まちづくりの視点と併せて検討する必要があるという理由で白紙撤回をしたということですが、そのまちづくりの視点というのは、何か当時、具体的にこういうことであるとイメージをされていたのか教えてください。

事務局

(回答)

まちづくりの視点でございますが、当時、説明会などで出た意見としまして、例えば、学校を再編した時に、空いた土地、跡地をどういった活用をするのかという意見や質問が幾つかございました。当時は、まずは学校の再編をするかしないかという議論が大切であると思っておりましたので、それが決まった後に、跡地をどうするかという手順であると考えており、跡地については、その段階では何も案としては持っていなかった、という説明をさせていただいたのですが、地域にとっては学校の再編、その後、どう跡地を活用するのかを含めて地域のまちづくりだということのご意見を頂きました。

委員

ありがとうございます。よく分かりました。

会長

(質問)

ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。1人1発言と限ったお話でもございませんので、幾つか出てくればと思います。

私から一つ伺います。1点、川西養護学校のご説明をいただいております。阪神間を見ていると、県立の特別支援学校と別に、各市立で特別支援学校をお持ちになっているケースは非常に多いなと思うのですが、川西養護学校の場合、県立の特別支援学校と何かすみ分けはされているのでしょうか。川西養護学校をどういう特徴を持って運用しているのか、この後、どういうビジョンを持って川西養護学校を運営していくのかというあたりに係ってくる話かなと思いましたので、現状どういう形でお子さんを受け入れているのかを、県立との関係でご説明いただければと思います。

(回答)

事務局

川西養護学校と県立のすみ分けということですが、主に、川西養護学校に関しては、肢体不自由の方が中心に通学していただいています。川西と猪名川町にお住まいの方を対象にしておりますが、宝塚、伊丹、尼崎などもそのような形になっております。一方で、県立の特別支援学校に関しては、どちらかという知覚障がいをお持ちの方を対象としており、学校別で役割分担がなされております。

(質問)

会長

ありがとうございます。そうすると、阪神間の場合、この間、特に小学部中心に特別支援学校では、非常にお子さんの数が増えて、新設に次ぐ新設という傾向が強かったと思うのですが、肢体不自由のお子さん中心ということになると、県立の児童数の増とはまた少し傾向が違うイメージで受け止めておいてよろしいですか。

(回答)

事務局

ご指摘いただいたように、県立と、児童数の動きが少し異なっております。この4月に県立の特別支援学校である川西カリヨンの丘特別支援学校が川西市で新たに開校しているといったこともございますので、動きは市と県とで違うところがあると考えています。

(質問)

会長

市と県の児童数に異なる傾向があるので、例えば、市として特別支援教育については、県立に今後お願いしていく見込みということではないということですね。肢体不自由のお子さんを中心に、市として引き続き責任を持って特別支援教育をしていきますという姿勢をお持ちだということは、今後の在り方を考えていく時にも動かないものという理解でよろしいですか。

(回答)

事務局

会長がおっしゃっていただいたとおり、川西養護学校に関しては、市で今運営しているのをしっかりと、より充実した形で今後も引き続き責任を持ってやっていきたいと考えております。

会長

はい、ありがとうございます。

(回答補足)

教育長

補足になりますが、先ほど言いましたように、川西養護学校は肢体不自由の児童生徒が中心に通う学校ということで、知的障がいの児童生徒が通う学校については近隣の県立の学校にお願いしていた状況はあります。ですが、先ほど会長もおっしゃられましたように、知的障がい特別支援学校就学の対象となる子どもが非常に増加しているということで、県からの要望と、市からの働きかけもあり、近隣の学校ができたということです。同時に、川西養護学校は肢体不自由の児童生徒が中心ですが、知的障がいの児童生徒も含め、各学校の特別支援学級に川西養護学校から巡回などをして、ハブのような役割も一定担ってきたというようには感じています。今後、会長もおっしゃっていただいたように、市内に県立の特別支援学校ができたということで、より一層連携を深めて、もちろん、肢体不自由、知的障がい、様々な種別はありますが、一緒に連携していく、また、通常学級とも連携を取っていくという形で進めていきたいと考えております。

ちなみに、今年度から川西市教育委員会でも、特にインクルーシブ、特別支援に関わることを重点的に取り組むインクルーシブ推進課を立ち上げてスタートしたところでございます。

以上です。

会長

ありがとうございました。そのほかいかがでしょうか。ご意見、ご質問等いただければと思います。

(質問)

委員

川西市の遠距離通学補助金について、東谷小学校、東谷中学校への通学距離が、4キロ、6キロ以上の方が補助金を頂いてるとありますが、そのように遠くから通学している方はどれほどいらっしゃるのでしょうか。また、その場合は電車通学などになるのでしょうか。

(回答)

事務局

遠距離通学補助金の対象としております、旧黒川小学校の3地域ですが、市街化調整区域の範囲にある、非常に風光明媚(めいび)なところでして、あまり住民の方が、たくさん住んでおられないところでございます。そのため、現時点で対象になっておられるのは、中学2年生で1名だけと認識しておりまして、今後、その小中学校の年代で通われる予定の方もいらっしゃるという想定でございます。

通われる場合ですが、例えば、能勢電鉄が走っておりますので、東谷中

学校に通われる場合には、能勢電鉄に乗って、電車で通学するような形になっております。

以上です。

会長

ありがとうございます。質問優位でこのところ進んでいたかと思いますが、この後の議論に向けてというところもありますので、ご意見の部分も含めて、まだ何かご発言頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

(質問)

副会長

22ページ、2枚目のスライドのところ、適正化実施条件という話があったと思います。年度当初に、いずれかの学校の複数学年に単学級の実態がある場合ということでしたが、これは、その年度にあった場合のみ話をするとすることで、将来的にこうなっていくであろうというものは考えないということでしたでしょうか。その年度にあった場合のみというのが、条件として今も残っているのでしょうか。

(回答)

事務局

年度当初に実態として複数学年に単学級が発生した場合、具体的な統合の検討に入っていくということ、この平成29年2月の手順書に記載しましたが、その時点では、実態として複数学年に単学級が発生している学校はございませんでした。おっしゃったとおり、当時は、今後の推計でいくと、近い将来に単学級が発生するという状況が見えてきましたので、統合の議論に入ったというのが経緯でしたが、地域と話をする中で、推計ではなくて実態として単学級が発生した場合に、初めて議論をしていこうとなりました。その後、この時に決めた手順書も、平成31年に白紙撤回としておりますので、今はもうこの条件は残っておらず、全く何もない状態でございます。

会長

そのほか、いかがでしょうか。

(意見)

委員

何度もすみません。質問ではなく意見なのですが、やはり、子どもの教育環境は先生の働く環境に影響するというのを、すごく保護者としては思います。

そうすると、先ほどの表に戻って、統合したほうが先生たちの人数も増

えて良いのではないかと、となりそうですが、そういう意味ではなくて、これはあくまでも県の基準ということで、統合することが先生方にとってもいいのか、もしくは、市として、予算がなかなか無い中ですが、小学校での加配も含めて考えていく必要があると思いました。

以上です。

会長

これは、教育環境の向上につなげてほしいというご意見でよろしいですかね。ありがとうございます。

個人的に、今回ご説明いただいたなかで驚いたことのひとつが、今や子ども数が、現状の半分ぐらいの学校数だった昭和45年ぐらいの時と同じ水準になっているということで、その間、さまざま学校が開校していったというので、そういう意味では、学校一つ一つのサイズ感がだいぶ変わってきた中で、しかも、この先の推計を考えた中でどうしていくかという議論になっていくのかなと理解をしていたところでございました。

これは感想ですが、今の話に引きつけて、恐らく、環境を良くしようということで児童数が増えていた時期に開校、開校というのをしてきた中で、その良さをどういう形で残しつつというのが、この後の議論に向けての非常に大きなポイントになってくるのかなと思います。ありがとうございました。

お約束で頂戴していた時間を少し超え気味になっているところでございました。

どうしても、この場で一言次に向けて言っておきたいというご意見がございましたらと思いますが、いかがでしょうか。

(意見なし)

ありがとうございます。この後、会議録につきましては、頂きましたご発言の要旨を事務局でまとめていただきまして、会長である私が確認、承認をさせていただきます。本日、予定しておりました議事は、以上となります。

次回以降の審議会についてですが、先ほど事務局よりご説明いただいた資料の最後のほうにありました4点が議論のポイントになってこようかと思えます。スライドの40枚目に示していただいている四つの論点のうち、今回は、「適切な学級規模・学校規模について」の議論をしたいと考えております。各委員の皆様方におかれましては、適正な学級規模・学校規模に関して、少しお考えをまとめておいていただけますと幸いです。特に、

本日、杉村委員については欠席されている中で恐縮ですが、平瀬委員、杉村委員のお2人につきましては、各校で校長先生方のご意見をまとめていただいて、学校規模・学級規模に関する教育現場での実情など、少し詳しくお話いただけたらと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、進行につきましてはこれで一段落とさせていただいて、事務局に進行をお返ししたいと思います。進行へのご協力及び活発なご意見、どうもありがとうございました。

事務局

皆さま、どうもありがとうございました。最後に、事務局からの連絡事項をお伝えします。

次回の審議会につきましては、先ほどお伝えしましたように、6月11日の火曜日の予定でございます。改めてご案内いたしますので、よろしく願いいたします。

なお、7回程度の開催を予定しておりますが、審議の進捗(しんちやく)によっては、さらに議論する必要がある場合、追加で審議会の開催をお願いする可能性があります。その際はWEB会議を検討するなど、日程調整がしやすいように工夫させていただきますので、ご協力よろしく願いいたします。

それでは、本日の会議はこれで終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

[閉会 午後8時5分]